（証人の宣誓）

第二十七条の三　労働審判官は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、労働審判官は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　労働審判官は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第二十七条の四　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における労働審判官による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（審判書の送達・法第二十条）

第二十九条　［略］

2　民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条、第四十二条及び第一編第五章第四節第三款から第五款までの規定を除く。）は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

（費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等）

第三十五条　［略］

2　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）第二十条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条）

第三十六条　民事訴訟規則第三十四条（第八項から第十一項までを除く。）の規定は、法第二十六条第二項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定による秘密記載部分の閲覧等について準用する。

2　前項において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第二十八条の二）

第三十六条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五

［新設］

（審判書の送達・法第二十条）

第二十九条　［同上］

2　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（第四十一条、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を除く。）は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

（費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等）

第三十五条　［同上］

2　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条）

第三十六条　民事訴訟規則第三十四条の規定は、法第二十六条第二項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条の規定による秘密記載部分の閲覧等について準用する。

［新設］

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第二十八条の二）

第三十六条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」